上白根中学校で加入している保険について

上白根中学校では、生徒や保護者を対象にした①「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」②「横浜市安全教育振興会の制度」③「統合賠償責任保険」の3つの保険に加入しております。すべて団体加入ですので、個別の申し込みは必要ありません。しかし、それぞれの保険の適用範囲をご確認の上、何かございましたら副校長までご連絡ください。

こほ作いことが。			
種類	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	横浜市安全教育振興会 ①負傷見舞金等給付制度 ②賠償責任保障制度	統合賠償責任保険 学校賠償プラン
資料	プリント または、検索ソフトでHPを	パンフレット (年度初めに配布)	プリント
期間	4月1日~翌年の4月1日	4月1日~翌年の4月1日	6月頃から1年間
対象 者	生徒	生徒、保護者(PTA 会員)	生徒、教職員、外部の学校教育指 導協力者
制度について	授業中や課外指導中はもちろん、休憩時間中、通学(登下校)中での事故によるケガなども災害共済給付の対象となります。ただし、交通事故のように、他から損害賠償等を受ける場合は、その限度において給付が行われません。	①横浜市内の児童・生徒の学校管理下外の事故および保護者のPTA 活動中の事故について、賛助会員の相互扶助の精神をもとに給付している負傷見舞金の制度です。 ②子どもたちの日常生活やPTA活動の遂行に起因する加害事故を補償する制度です。	学校管理下中(教育活動、部活動、 校外学習等)に生徒が、他の生徒 または第三者に損害を与えた場合 に保険金をお支払いする制度で す。
掛け	一人 460円	1家庭 500円	一人 270円程度
金	学校納入金で徴収	学校納入金で徴収	PTA会費より支払い
保険 会社	独立行政法人	損保ジャパン	日新火災海上保険株式会社
どんな時に?	ら損害賠償等を受ける場合は、 その限度において給付が行わ れません。	生徒…学校管理下外の負傷が対象で、自宅や屋外、旅行先、スポーツクラブなどの場所は問いません。対象となるのは、②学校の教育活動が行われている日の、学校からできたするに家を出るまでの時間と、③生徒の体のは、少でするが行なわれていない日では、当時では、当時では、当時では、一個人がある。(24時間)のでは、当時では、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のは、1000年の自由をは、1000年のも	(例)野球の練習中、打ったボールがフェンスを越えて駐車中の車を破損させてしまった。/体育の授業でサッカーをしていたところ、相手の顔面にけったボールが当たり眼鏡を破損させた。/テニスの部活動中にダブルスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた。/職場体験の受入先企業でコードに足を引っかけてしまい、ノートパソコンを壊した。/職場体験中に園児と遊んでいるときに足を踏んで骨折させてしまった。/修学旅行中に土産物店の商品にカバンが当たり落下、破損させてしまった。
が生 きた	観察をお願いするケガについては、学校から保護者にご連絡致 します。下校後に学校管理下の	学校管理下外の事故は、保護者の方からお申し出がなければ申請することが出来ませんので、必ず保護者の方より学級担任、副校長まで申し出ください。	内容等を副校長までご連絡ください。